

## 第12節 教職課程

第64条 本大学に，教職課程を置く。

- 2 教育職員の免許状を必要とする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則に基づき，本大学に設置する教職課程について，所定の単位を修得しなければならない。
- 3 教科及び教職に関する科目（各教科の指導法に関する科目，教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）は，次のとおりである。

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
国 語 科 教 育 法 I	2	2		必修を含め，中学校36 単位以上，高等学校28 単位以上を履修しな ければならない。ただし， 高等学校（英語）は32 単位以上を履修しな ければならない。 各教科教育法につい ては，当該の1教科教育 法を必修するものとし る。 各教科教育法Ⅲ・Ⅳは， 中学校に必修。 ただし，中学校（社会） の場合は，社会科・地理 歴史科教育法Ⅰ，社会 科・地理歴史科教育法 Ⅱ，社会科・公民科教 育法Ⅰ及び社会科・公 民科教育法Ⅱを必修と する。 また，高等学校（地理 歴史）の場合は，社会 科・地理歴史科教育法 Ⅰ及び社会科・地理 歴史科教育法Ⅱを必 修とする。 また，高等学校（公 民）の場合は，社会 科・公民科教育法Ⅰ 及び社会科・公民科 教育法Ⅱを必修と する。	
国 語 科 教 育 法 II	2	2			
国 語 科 教 育 法 III	2		2		
国 語 科 教 育 法 IV	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅱ	2		2		
数 学 科 教 育 法 I	2	2			
数 学 科 教 育 法 II	2	2			
数 学 科 教 育 法 III	2		2		
数 学 科 教 育 法 IV	2		2		
理 科 教 育 法 I	2	2			
理 科 教 育 法 II	2	2			
理 科 教 育 法 III	2		2		
理 科 教 育 法 IV	2		2		
音 楽 科 教 育 法 I	2	2			

音楽科教育法Ⅱ	2	2		
音楽科教育法Ⅲ	2		2	
音楽科教育法Ⅳ	2		2	
美術科教育法Ⅰ	2	2		
美術科教育法Ⅱ	2	2		
美術科教育法Ⅲ	2		2	
美術科教育法Ⅳ	2		2	
保健体育科教育法Ⅰ	2	2		
保健体育科教育法Ⅱ	2	2		
保健体育科教育法Ⅲ	2		2	
保健体育科教育法Ⅳ	2		2	
英語科教育法Ⅰ	2	2		
英語科教育法Ⅱ	2	2		
英語科教育法Ⅲ	2	2		
英語科教育法Ⅳ	2	2		
中国語科教育法Ⅰ	2	2		
中国語科教育法Ⅱ	2	2		
中国語科教育法Ⅲ	2		2	
中国語科教育法Ⅳ	2		2	
ドイツ語科教育法Ⅰ	2	2		
ドイツ語科教育法Ⅱ	2	2		
ドイツ語科教育法Ⅲ	2		2	
ドイツ語科教育法Ⅳ	2		2	
宗教科教育法Ⅰ	2	2		
宗教科教育法Ⅱ	2	2		
宗教科教育法Ⅲ	2		2	
宗教科教育法Ⅳ	2		2	
技術科教育法Ⅰ	2	2		
技術科教育法Ⅱ	2	2		
技術科教育法Ⅲ	2	2		

技術科教育法Ⅳ	2	2			
工芸科教育法Ⅰ	2	2			
工芸科教育法Ⅱ	2	2			
書道科教育法Ⅰ	2	2			
書道科教育法Ⅱ	2	2			
情報科教育法Ⅰ	2	2			
情報科教育法Ⅱ	2	2			
農業科教育法Ⅰ	2	2			
農業科教育法Ⅱ	2	2			
工業科教育法Ⅰ	2	2			
工業科教育法Ⅱ	2	2			
商業科教育法Ⅰ	2	2			
商業科教育法Ⅱ	2	2			
水産科教育法Ⅰ	2	2			
水産科教育法Ⅱ	2	2			
教育原論	2		2	}	1科目選択必修
教育の理念と歴史	2		2		
現代教職論	2	2		}	1科目選択必修
教育制度論	2		2		
教育の社会学	2		2	}	1科目選択必修
発達と学習	2		2		
教育心理学	2		2		
特別支援教育概論	1	1			
教育課程論	2	2			
道徳教育の理論と方法 <sup>*</sup>	2		2		中学校必修
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2			
教育方法・ICT活用論	2		2	}	1科目選択必修
教授学習論	2		2		
生徒指導・進路指導論	2	2			
教育相談	2	2			

※高等学校は、「大学が独自に設定する科目」の選択科目。

教育実習Ⅰ	4		4	} 1科目選択必修。 ただし、中学校は教育 実習Ⅰ必修。
教育実習Ⅱ	2		2	
教育実習事前・事後指導	1	1		
教職実践演習(中・高)	2	2		

第65条 本大学の学部において、取得できる教員免許状は、次の表に掲げるとおりとする。

1 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

第一部

学部名	学科名	免許教科の種類	
		中学校 一種免許状	高等学校 一種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民
	政治経済学科	社会	地理歴史 公民
	新聞学科	社会	地理歴史 公民
	経営法学科	社会	公民
	公共政策学科	社会	地理歴史 公民
文理学部	哲学科	社会 宗教	公民 宗教
	史学科	社会	地理歴史
	国文学科	国語	国語 書道
	中国語中国文化学科	国語 中国語	国語 中国語
	英文学科	英語	英語
	ドイツ文学科	ドイツ語	ドイツ語
	社会学科	社会	公民
	教育学科	社会	公民
	体育学科	保健体育	保健体育
	地理学科	社会 理科	地理歴史 理科
	地球科学科	理科	理科
	数学科	数学	数学
	情報科学科	数学	数学 情報
	物理学科	理科	理科
生命科学科	理科	理科	
化学科	理科	理科	

経済学部	経済学科 産業経営学科	社会 社会	地理歴史 公民 商業 公民 商業
商学部	商業学科 経営学科 会計学科		商業 商業 商業
芸術学部	美術学科 音楽学科 文芸学科 デザイン学科	美術 音楽 国語 美術	美術 工芸 音楽 国語 美術 工芸
国際関係学部	国際教養学科	英語	英語
理工学部	土木工学科 交通システム工学科 建築学科 海洋建築工学科 まちづくり工学科 機械工学科 精密機械工学科 航空宇宙工学科 電気工学科 電子工学科 応用情報工学科 物質応用化学科 物理学科 数学科	数学 理科 技術 数学 理科 技術 数学 理科 技術 技術 数学 理科 技術 数学 理科 技術 技術 数学 理科 技術 数学 理科 技術 技術 数学 理科 技術 技術 数学 理科 技術 理科 技術 数学 理科 数学	数学 理科 工業 数学 理科 工業 数学 理科 工業 工業 工業 数学 理科 工業 数学 理科 工業 工業 数学 理科 情報 工業 情報 工業 数学 情報 理科 工業 数学 理科 情報 数学 情報
生産工学部	機械工学科 電気電子工学科 土木工学科 建築工学科 応用分子化学科 マネジメント工学科 数理情報工学科 環境安全工学科	理科 理科 理科 理科 理科 数学 理科	理科 工業 理科 工業 理科 工業 理科 工業 理科 工業 工業 数学 情報 理科 工業

	創生デザイン学科	理科	理科 工業
工学部	土木工学科	技術	工業
	建築学科	技術	工業
	機械工学科	技術	工業
	電気電子工学科	技術	情報 工業
	生命応用化学科	理科	理科
	情報工学科	数学	数学 情報
生物資源科学部	バイオサイエンス学科	理科	理科 農業
	動物学科	理科	理科
	海洋生物学科	理科	理科 水産
	森林学科	理科	理科 農業
	環境学科	理科	理科
	アグリサイエンス学科	理科	理科 農業
	食品開発学科	理科	理科
	食品ビジネス学科	社会	公民 農業
	国際共生学科	社会	地理歴史 公民
	獣医保健看護学科	理科	理科
	獣医学科	理科	理科

第二部

法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民
-----	------	----	---------

2 特別支援学校教諭一種免許状

学部名	学科名	免許状の特別支援教育領域
文理学部	教育学科	知的障害者 肢体不自由者 病弱者

第66条 前条の免許状は、所属学部によってその授業科目を限定されることなく、所定の単位の修得によってこれを授与されるものとする。

第67条 所定の単位の修得によって、2種以上の免許状を受けることができる。この場合、同一授業科目についての修得単位は相互の流用が認められる。

第68条 授業科目の種類によっては、教職課程によって修得した単位の若干を、学部において修得すべき単位数の中を含めることができる。

第69条 本大学に、2年以上在学して所定の単位を修得した者には、中学校教諭二種免許状が授与される。

第70条 本大学に、4年以上在学して学士の学位を有し、所定の単位を修得した者には、基礎資格及び修得単位に応じて中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状が授与される。

第71条 普通免許状を有する者で、本大学の所定の単位を修得した者は、基礎資格及び修得単位に応じて特別支援学校教諭一種免許状の授与を受けることができる。

第72条 本大学大学院に、2年以上在学して修士の学位を有し、所定の単位を修得した者には、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が授与される。

2 本大学大学院において、取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	免許教科の種類	
		中学校 専修免許状	高等学校 専修免許状
法学研究科	公法学専攻	社会	公民
	私法学専攻	社会	公民
	政治学専攻	社会	公民
新聞学 研究科	新聞学専攻	社会	公民
文学研究科	哲学専攻	社会	公民
	史学専攻	社会	地理歴史
	国文学専攻	国語	国語
	中国学専攻	国語	国語
	英文学専攻	英語	英語
	ドイツ文学専攻	ドイツ語	ドイツ語
	社会学専攻	社会	公民
教育学専攻	社会 保健体育	公民 保健体育	
総合基礎科 学研究科	地球情報数理科学専攻	数学 理科	数学 理科 情報
	相関理化学専攻	理科	理科
経済学 研究科	経済学専攻	社会	公民 商業
商学研究科	商学専攻		商業
	経営学専攻		商業
	会計学専攻		商業
芸術学 研究科	文芸学専攻	国語	国語
	造形芸術専攻	美術	美術 工芸

	音楽芸術専攻	音楽	音楽
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻	技術 技術 技術 技術 技術 理科 理科 数学 理科 社会 理科	工業 工業 工業 工業 工業 工業 工業 工業 情報 工業 情報 理科 工業 理科 数学 理科 地理歴史 理科
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	理科 理科  理科  数学	理科 理科 工業 工業 理科 工業 数学
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	技術 技術 理科 数学	工業 工業 工業 工業 理科 数学
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	理科 理科 理科 理科 社会	理科 理科 理科 理科 公民



第73条 (削除)

### 第13節 通信教育

第74条 本大学に，通信教育の課程を置く。

2 通信教育に関する規程は，別に定める。

### 第14節 賞罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には，授賞することがある。

2 授賞に関する規定は，別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し，又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は，退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は，次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

3 停学とは，一定期間，授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し，その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは，文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手續に関する規定は，別に定める。

### 第15節 寄宿舍

第78条 寄宿舍に関する規定は，別に定める。